○個人情報の保護に関する法律に係る釧路市様式集

１　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第１項の開示請求書…【様式1　保有個人情報開示請求書】

２　法第82条第１項の規定により保有個人情報の全部を開示する旨の決定通知…【様式2　保有個人情報開示決定通知書】

３　法第82条第１項の規定により保有個人情報の一部を開示する旨の決定通知…【様式3　保有個人情報一部開示決定通知書】

４　法第82条第２項の規定による通知…【様式4　保有個人情報不開示決定通知書】

５　法第83条第２項の規定による通知…【様式5　保有個人情報開示決定等期間延長通知書】

６　個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第２号。）第６条の規定による通知…【様式6　保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書】

７　法第85条第１項の規定による通知…【様式7　保有個人情報開示請求事案移送通知書】

８　法第86条第１項の規定による通知…【様式8　第三者意見照会書（法第86条第１項適用）】

９　法第86条第２項の規定による通知…【様式9　第三者意見照会書（法第86条第２項適用）】

10　様式8及び様式9の通知を受けた第三者が提出する意見書…【様式10　第三者開示決定等意見書】

11　法第86条第３項の規定による通知…【様式11　反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書】

12　法第87条第３項の規定による申出…【様式12　保有個人情報開示実施方法等申出書】

13　法第91条第１項の訂正請求…【様式13　保有個人情報訂正請求書】

14　法第93条第１項の規定による通知…【様式第14　保有個人情報訂正決定通知書】

15　法第93条第２項の規定による通知…【様式15　保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書】

16　法第94条第２項の規定による通知…【様式16　保有個人情報訂正決定等期間延長通知書】

17　法第95条の規定による通知…【様式17　保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書】

18　法第96条第１項の規定による通知…【様式18　保有個人情報訂正請求事案移送通知書】

19　法第97条の規定による通知…【様式19　保有個人情報提供先への訂正決定通知書】

20　法第99条第１項の利用停止請求…【様式20　保有個人情報利用停止請求書】とする。

21　法第101条第１項の規定による通知…【様式21　保有個人情報利用停止決定通知書】

22　法第101条第２項の規定による通知…【様式22　保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書】

23　法第102条第２項の規定による通知…【様式23　保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書】

24　法第103条の規定による通知…【様式24　保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書】

25　法第105条第３項により準用する同条第２項の規定による通知…【様式25　諮問通知書】

様式１

保有個人情報開示請求書

年　　月　　日

（実施機関名）

氏名

住所又は居所　〒

連絡先

　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第１項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

１　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

|  |
| --- |
|  |

２　求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

　　　(1)又は(2)に○印を付けてください。(1)を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

　　(1) 事務所における開示の実施を希望する。

　　　　＜実施の方法＞　　□閲覧　　□写しの交付（　　　　　　）　□その他（　　　　　　　）

　　　　＜実施の希望日＞　　　　年　　月　　日

　　(2) 写しの送付（郵送）を希望する。

３　本人確認等

　　(1) 開示請求者　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人

　　(2) 請求者本人確認書類

　　　□運転免許証　　□健康保険被保険者証

　　　□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

　　　□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

　　　□その他（　　　　　　　　　　）

　　　※　請求書を送付（郵送）して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

　　(3) 法定代理人又は任意代理人が請求する場合、本人の状況等に係る次の事項を記載してください。

　　　ア　本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人　　□任意代理人委任者

　　　イ　本人の氏名

　　　ウ　本人の住所又は居所

　　(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

　　　　□戸籍謄本　　□登記事項証明書　　□その他請求資格確認書類（　　　　　　　　　）

　　(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

　　　　□委任状　　□その他請求資格確認書類（　　　　　　　　　）

４　備考

|  |
| --- |
|  |

様式２

釧　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報開示決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第１項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示する保有個人情報 |  |
| ２　開示する保有個人情報の利用目的 |  |
| ３　開示の実施の方法等 | (1) 開示の実施の方法等  (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所  　　期間：　　月　　日から　　月　　日まで（土・日、祝日を除く。）  　　時間：  　　場所：  (3) 写しの送付（郵送）を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用（見込額） |
| ４　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ５　備考 |  |

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、

　　　　　に対して審査請求をすることができます。

　　また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をし　　たときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、

　　　　　（訴訟において　　　を代表する者は　　　　　となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式３

釧　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報一部開示決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第１項の規定により、次のとおりその一部について開示することに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示する保有個人情報 |  |
| ２　不開示とした部分とその理由 |  |
| ３　開示する保有個人情報の利用目的 |  |
| ４　開示の実施の方法等 | (1) 開示の実施の方法等  (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所  　　期間：　　月　　日から　　月　　日まで（土・日、祝日を除く。）  　　時間：  　　場所：  (3) 写しの送付（郵送）を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用（見込額） |
| ５　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ６　備考 |  |

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、

　　　　　に対して審査請求をすることができます。

　　また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をし　　たときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、

　　　　　（訴訟において　　　を代表する者は　　　　　となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。様式４

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

　（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報不開示決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第２項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　開示しないこととした理由 |  |
| ３　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ４　備考 |  |

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、

　　　　　に対して審査請求をすることができます。

　　また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をし　　たときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、

　　　　　（訴訟において　　　を代表する者は　　　　　となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式５

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

　　　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第２項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　延長後の期間 | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで |
| ３　延長の理由 |  |
| ４　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ５　備考 |  |

様式６

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

　　　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第２号。以下「条例」といいます。）第６条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　条例第５条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| ３　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 | 年　　月　　日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、　　年　　月　　日までに開示決定等を行います。 |
| ４　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ５　備考 |  |

様式７

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報開示請求事案移送通知書

　　　　年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第１項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

　　なお、保有個人情報の開示決定等は、下記４の移送先の行政機関の長等において行われます。

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　移送をした日 | 年　　月　　日 |
| ３　移送の理由 |  |
| ４　移送先の行政機関の長等 | （行政機関の長等）  （連絡先）  　　担当部署名：  　　担当者名：  　　所在地：  　　電話番号： |
| ５　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ６　備考 |  |

様式８

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

（実施機関名）　　　　　　　　印

第三者意見照会書（法第86条第１項適用）

　　　　　　　　　　に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第１項の規定に基づく開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第１項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

　　つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封し　た「第三者開示決定等意見書」に御意見を記載の上、下記４の意見書の提出先へ提出くださるようお願　いします。

　なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　開示請求の年月日 | 年　　月　　日 |
| ３　開示請求に係る保有個人情報に含まれている  　　　　に関する情報の内容 |  |
| ４　意見書の提出先 |  |
| ５　意見書の提出期限 | 年　　月　　日 |
| ６　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |

様式９

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

（実施機関名）　　　　　　　　印

第三者意見照会書（法第86条第２項適用）

　　　　　　　　　　に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第77条第１項の規定に基づく開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第２項の規定に基づき、御意見を伺います。

　　つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封し　た「第三者開示決定等意見書」に御意見を記載の上、下記５の意見書の提出先へ提出くださるようお願　いします。

　なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　開示請求の年月日 | 年　　月　　日 |
| ３　法第86条第２項第１号又は第２号の規定の適用区分及びその理由 | 適用区分　　□　第１号　□　第２号  （適用理由） |
| ４　開示請求に係る保有個人情報に含まれている  　　　　に関する情報の内容 |  |
| ５　意見書の提出先 |  |
| ６　意見書の提出期限 | 年　　月　　日 |
| ７　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |

様式10

第三者開示決定等意見書

年　　月　　日

　　　（実施機関名）

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は居所

〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　年　　月　　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

１　開示請求に係る保有個人情報の名称等

|  |
| --- |
|  |

２　開示に関しての御意見

|  |
| --- |
| □　保有個人情報を開示されることについて支障（不利益）がない。  □　保有個人情報を開示されることについて支障（不利益）がある。  　(1) 支障（不利益）がある部分  　(2) 支障（不利益）の具体的理由 |

様式11

釧　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

（実施機関名）　　　　　　　　印

反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、　次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条　第３項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　開示することとした理由 |  |
| ３　開示決定をした日 | 年　　月　　日 |
| ４　開示を実施する日 | 年　　月　　日 |
| ５　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ６　備考 |  |

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、

　　　　　に対して審査請求をすることができます。

　　また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をし　　たときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、

　　　　　（訴訟において　　　を代表する者は　　　　　となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式12

保有個人情報開示実施方法等申出書

年　　月　　日

　　（実施機関名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は居所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第３項の規定により、次のとおり申し出ます。

１　保有個人情報開示決定通知書の番号等

|  |
| --- |
| 文書番号：  日　　付： |

２　開示請求に係る保有個人情報の名称等

|  |
| --- |
|  |

３　求める開示の実施方法（(1)から(6)までのうち希望するものに○印を付け、「一部」を選んだ場合は閲覧・交付を希望する部分を括弧内に記載してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所における閲覧 | (1) 全部  (2) 一部  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 事務所における写しの交付 | (3) 全部  (4) 一部  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 写しの送付（郵送） | (5) 全部  (6) 一部  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

４　開示の実施を希望する日

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　午前・午後　　時 |

　注１　写しの送付（郵送）を希望する場合については、「４　開示の実施を希望する日」の記載は不要です。

２　「４　開示の実施を希望する日」には、「保有個人情報開示決定通知書３(2)」又は「保有個人情報一部開示決定通知書４(2)」に記載された期間内の日時を記載してください。

様式13

保有個人情報訂正請求書

年　　月　　日

　　（実施機関名）

氏名

住所又は居所　〒

連絡先

　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第１項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

１　訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日

|  |
| --- |
| 年　　月　　日 |

２　開示決定通知書の文書番号及び日付

|  |
| --- |
| 開示決定通知書の文書番号：　　　　　　　　　　　　　　　日付：　　年　　月　　日 |

３　開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報

|  |
| --- |
|  |

４　訂正請求の趣旨及び理由

|  |
| --- |
| （趣旨）  （理由） |

５　本人確認等

　　(1) 訂正請求者　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人

　　(2) 請求者本人確認書類

　　　□運転免許証　　□健康保険被保険者証

　　　□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

　　　□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

　　　□その他（　　　　　　　　　　）

　　　※　請求書を送付（郵送）して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

　　(3) 法定代理人又は任意代理人が請求する場合、本人の状況等に係る次の事項を記載してください。

　　　ア　本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人　　□任意代理人委任者

　　　イ　本人の氏名

　　　ウ　本人の住所又は居所

　　(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

　　　　□戸籍謄本　　□登記事項証明書　　□その他請求資格確認書類（　　　　　　　　　）

　　(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

　　　　□委任状　　□その他請求資格確認書類（　　　　　　　　　　　　　　　）

６　備考

|  |
| --- |
|  |

様式14

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報訂正決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第１項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　訂正請求の趣旨 |  |
| ３　訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）  （訂正理由） |
| ４　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ５　備考 |  |

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、

　　　　　に対して審査請求をすることができます。

　　また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をし　　たときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、

　　　　　（訴訟において　　　を代表する者は　　　　　となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式15

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第２項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　訂正をしないこととした理由 |  |
| ３　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ４　備考 |  |

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、

　　　　　に対して審査請求をすることができます。

　　また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をし　　たときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、

　　　　　（訴訟において　　　を代表する者は　　　　　となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。様式16

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

　　　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第２項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　延長後の期間 | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで |
| ３　延長の理由 |  |
| ４　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ５　備考 |  |

様式17

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

　　　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　法第94条第１項の規定による期間 | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで |
| ３　法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| ４　訂正決定等をする期限 | 年　　月　　日 |
| ５　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ６　備考 |  |

様式18

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

　　　　年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の訂正に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第１項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

　　なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記４の移送先の行政機関の長等において行われます。

|  |  |
| --- | --- |
| １　訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　移送をした日 | 年　　月　　日 |
| ３　移送の理由 |  |
| ４　移送先の行政機関の長等 | （行政機関の長等）  （連絡先）  　　担当部署名：  　　担当者名：  　　所在地：  　　電話番号： |
| ５　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ６　備考 |  |

様式19

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

　　　　　　　　　　　に提供している下記１の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正をしましたので、同法第97条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報 | （氏名、住所等） |
| ３　訂正請求の趣旨 |  |
| ４　訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）  （訂正理由） |
| ５　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ６　備考 |  |

様式20

保有個人情報利用停止請求書

年　　月　　日

　　　（実施機関名）

氏名

住所又は居所　〒

連絡先

　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第99条第１項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

１　利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日

|  |
| --- |
| 年　　月　　日 |

２　開示決定通知書の文書番号及び日付

|  |
| --- |
| 開示決定通知書の文書番号：　　　　　　　　　　　　　　　日付：　　年　　月　　日 |

３　開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報

|  |
| --- |
|  |

４　利用停止請求の趣旨及び理由

|  |
| --- |
| （趣旨）  □　法第98条第１項第１号に該当　→　□　利用の停止　　□　消去  □　法第98条第１項第２号に該当　→　提供の停止  （理由） |

５　本人確認等

　　(1) 利用停止請求者　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人

　　(2) 請求者本人確認書類

　　　□運転免許証　　□健康保険被保険者証

　　　□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

　　　□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

　　　□その他（　　　　　　　　　　）

　　　※　請求書を送付（郵送）して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

　　(3) 法定代理人又は任意代理人が請求する場合、本人の状況等に係る次の事項を記載してください。

　　　ア　本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人　　□任意代理人委任者

　　　イ　本人の氏名

　　　ウ　本人の住所又は居所

　　(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

　　　　□戸籍謄本　　□登記事項証明書　　□その他請求資格確認書類（　　　　　　　　　）

　　(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

　　　　□委任状　　□その他請求資格確認書類（　　　　　　　　　　　　　　　）

６　備考

|  |
| --- |
|  |

様式21

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報利用停止決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第１項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　利用停止請求の趣旨 |  |
| ３　利用停止決定をする内容及び理由 | （利用停止決定の内容）  （利用停止の理由） |
| ４　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ５　備考 |  |

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、

　　　　　に対して審査請求をすることができます。

　　また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をし　　たときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、

　　　　　（訴訟において　　　を代表する者は　　　　　となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式22

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第２項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　利用停止をしないこととした理由 |  |
| ３　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ４　備考 |  |

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、

　　　　　に対して審査請求をすることができます。

　　また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をし　　たときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、

　　　　　（訴訟において　　　を代表する者は　　　　　となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式23

帯　　第　　号

年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

　　　　年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第102条第２項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　法第102条第１項の規定による期間 | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで |
| ３　延長後の期間 | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで |
| ４　延長の理由 |  |
| ５　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ６　備考 |  |

様式24

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

（実施機関名）　　　　　　　　印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

　　　　年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　法第102条第１項の規定による期間 | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで |
| ３　法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| ４　利用停止決定等をする期限 | 年　　月　　日 |
| ５　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ６　備考 |  |

様式25

釧　　第　　号

年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実施機関名）　　　　　　　　印

諮問通知書

　　　　年　　月　　日付けの審査請求について、次のとおり帯広市情報審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第３項において準用する同条第２項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　審査請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　審査請求に係る（開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等） |  |
| ３　審査請求 | (1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨 |
| ４　諮問日・諮問番号 | 年　　月　　日　・　第　　　号 |
| ５　担当課 | 部　　　　室　　　　課  　　　　電話　　　　　　　　　（内線） |
| ６　備考 |  |